

九州ブロック行動計画の見直しに関する確認・協議事項等

No.	意見聴取事項の概要 <行動計画の該当部分>	確認・承認事項	
		協議事項	[緑着色部]
		協議事項(優先度高) [橙着色部]	
1	<p><u>用語の解説の追加</u></p> <p>・災害廃棄物処理支援員制度 ・災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル等の追記について</p> <p><【用語の解説】></p>	<p><u>下記 2 点を追記しています。</u></p> <p>・災害廃棄物処理支援員制度 ・災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル</p>	
2, 13-17	<p><u>被災県の災害廃棄物担当部局内への「広域連携チーム」の設置について</u></p> <p><P8:第5章 第1節 3></p> <p><u>ご意見:被災地(市町村)にも連絡調整役が必要ではないか。</u></p> <p><u>ご意見:被災県の災害廃棄物担当部局が本庁と保健福祉事務所から成り立っている場合、双方に配置するなど柔軟な体制の検討が必要。</u></p> <p><u>ご意見:具体的にどの範囲の支援を行うのか。</u></p>	<p><u>被災県の災害廃棄物担当部局内に広域連携チームを設置するスキームは、現行の内容を維持します。</u></p> <p><u>県庁以外の拠点(被災地)にも広域連携チーム職員を配置するか。</u></p> <p>(配置条件や情報の集約方法は?)</p> <p><u>被災県の災害廃棄物担当部局が複数ある場合、それぞれに配置するか。</u></p> <p><u>九州地方環境事務所からチーム職員に対し、簡潔な様式を用いて支援(対応)内容を提示してはどうか。</u></p> <p>(例:●月●日までに、●●県内市町村から、可能な支援の情報を収集する。→完了後、新たな内容を提示。)</p>	
3	<p><u>構成員一覧の修正について</u></p> <p><P10:表5-3-1></p> <p><u>ご意見:都度行動計画の改訂を必要としない構成にできないか。</u></p> <p><u>ご意見:最低限、各県一市は構成員を置くべきでないか。</u></p>	<p><u>大牟田市を削除しています。</u></p> <p><u>組織名称を、令和 3 年 4 月 1 日現在のものに修正しています。</u></p> <p><u>時点修正を伴う内容は、全て資料編への移行を検討しています。また、資料集の資料ごとにファイルの分割を検討しています。</u></p> <p><u>協議会設置要綱第4条の規定のとおり、事実上、県、政令指定都市、及び中核市を構成員としています。</u></p>	

4	<p>九州地方環境事務所の支援内容例について</p> <p><P12:表5-3-3></p>	<p>記述を修正しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調整に関する支援」の「国の代行処理に関する事務作業」は、(必要に応じ)として記載を残す。 ・「人的支援」に「被災市町村への職員派遣」を追加。 																																				
5-8	<p>想定される支援の内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物的支援内容例の対応可否、及び漏れの確認。 <p><P12~13:表5-3-4~7></p>	<p>あくまで「例」として広く示すか、実現性の高いものに絞るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現性の高いものは、各構成員の過去の経験から精査。 ・「物的支援」は、構成員が所有する資源の提供を指す。 ・下表に基づき、各構成員の支援可能な内容を確認。 <table border="1" data-bbox="699 645 1428 1086"> <thead> <tr> <th>構成員種別 支援内容</th> <th>被災 県</th> <th>支援 県</th> <th>市町 村</th> <th>産資 協</th> <th>国の 機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業用車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮置場用資機材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品(消臭剤、軍手、マスク等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構成員種別 支援内容	被災 県	支援 県	市町 村	産資 協	国の 機関	重機						作業用車両						仮置場用資機材						仮設トイレ						消耗品(消臭剤、軍手、マスク等)					
構成員種別 支援内容	被災 県	支援 県	市町 村	産資 協	国の 機関																																	
重機																																						
作業用車両																																						
仮置場用資機材																																						
仮設トイレ																																						
消耗品(消臭剤、軍手、マスク等)																																						
9	<p>ブロック内連携体制構築の判断について</p> <p><P17:表5-4-3></p>	<p>「被災県」、「九州地方環境事務所」いずれが判断するか。</p>																																				
10	<p>連携に関する県、九州地方環境事務所の役割に、「災害廃棄物処理支援員制度」、「連携対応マニュアル」に関する記載をするか。</p> <p><P15:表5-4-2></p>	<p>記載しています。</p> <p>(今後、各制度に関する議論が進み、具体化できる内容が出てくれば、追記を行っていく。)</p>																																				
11	<p>広域連携チーム立上げ前の各構成員の役割について</p> <p><P17:表5-4-3></p>	<p>いただいたご意見に基づき、追記しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(九州地方環境事務所)被災自治体へ出向いての情報収集 ・(九州地方環境事務所、被災県)災害廃棄物処理支援員制度の利活用(当該箇所に、制度の活用スキームをトピックとしても掲載) ・(九州地方環境事務所、被災県)連携対応マニュアルに基づく対応 <p>(事務局より追加のご確認)</p> <p>広域連携チーム立上げが必要と判断された場合、支援側の構成員は、「発災後」、及び「要請後」何日くらいで実際に動くか。</p>																																				

12	<u>広域連携チーム立上げ後の各構成員の役割について</u> <P18:表5-4-4>	いただいたご意見に基づき、追記しています。 ・(被災県)災害時応援協定締結団体と被災市町村との連絡調整(表5-4-3にも追記) →他の箇所でも、「支援協定」「応援協定」の表現が混在していたため、「応援協定」で統一。
18	<u>「災害廃棄物処理支援員制度」と、行動計画上の「スペシャリスト」との棲み分けについて</u> <P28:第5章 第4節 3>	<u>類似した内容の重複・混乱を避けるため、「支援員制度」に一本化します。</u>
19	<u>災害時応援協定の過不足について</u> <P29:表5-4-8>	以下を追加・削除しています。(今後資料集へ移行を検討) ・【追加】九州市長会における災害時相互支援プラン ※要確認 「市長会」か、「市長会防災部会」か。 ・【追加】九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定 ・【削除】九州九都市災害時相互応援に関する協定 (事務局より、情報をお持ちの構成員様へお願い) ・「九州市長会における災害時相互支援プラン」について、内容が記載された資料のご提供をいただけますでしょうか。 ・「九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」について、協定書のご提供をいただけますでしょうか。
20	<u>被災市町村が機能していない場合の、被災県への情報の集約方法</u> <P30:表5-5-1>	<u>広域連携チームが自ら情報収集を行うケースを追記してはどうか(下記例示)。</u> ①チーム構成員が自ら現地へ赴き情報収集 ②被災市町村にもチームの拠点を設置(チーム員が常駐)している場合は、現地のチームを通じ被災県庁内のチームへ報告 ③先行して現地での支援活動に当たっている産業資源循環協会、国交省のリエゾン、有識者、D.Waste-Net 等がいる場合は、九州地方環境事務所がこれらの組織を通じて情報収集(情報収集先が構成員である可能性もある)
21	<u>「令和 2 年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務」において把握された課題の反映について</u> <P34:第5章 第6節3>	<u>取りまとめられている課題を追記しています。</u> (今後新たな検討がなされた場合、時点修正の上、資料集への移動を検討)
22	<u>受援時、支援時の記載内容について</u> <P37:第5章 第8節>	<u>現行の記載を維持します。</u>

23	<u>教訓・課題の追記について</u> <P39:第5章 第9節>	<p>いただいたご意見に基づき、今後修正を反映します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該項目は時点修正を伴うため、資料集へ移動を検討。 ・令和2年7月豪雨に関しては、本年度調査を行い、業務報告書の一部として整理を行う予定。調査結果は、行動計画資料集の一部として掲載を検討。 ・第6章「合同演習・訓練、セミナー等の実施」についても、国立環境研究所にて、研修ガイドブックが作成されるなど、概ね手法が確立されてきていることから、資料集への移動または削除を検討。
24	<u>行動計画のマニュアルについて</u>	<p>行動計画とともに、マニュアルの修正を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルは、今後の改訂に伴い資料集から独立させる。
25	<u>後方支援体制について</u>	<p><u>後方支援の役割も持たせることを前提に、「現地に行かないとできないこと」、「現地にいなくてもできること」があるため、現地支援組と後方支援組双方の役割を記載するようにしてはどうか。</u></p> <p>「リモート支援」のイメージの具体化、共有化に関する意見交換。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どういった支援のあり方を「リモート支援」と位置付けるか。(支援内容、利用ツールなど) ・各構成員からの通信先は、「被災県(広域連携チーム)」か、「九州地方環境事務所(熊本)」か。 ・構成員はどのように支援業務に従事するか。 <p>各構成員のリモート支援環境の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の環境整備の状況(支援期間中継続できる通信機材の有無、事務所内での場所や時間の制約の有無、専任職員の配置の可否など)等について、後日確認を行う。
26	<u>広域連携チーム活動時の、構成員の費用負担について</u> <u>既存の災害時応援協定との棲み分けについて</u>	<p>構成員が支援チームの一員として活動する際の費用負担については、「災害廃棄物処理支援員制度」の要綱第13条に規定されている考え方に倣った対応を想定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(支援員の派遣に関する費用の負担)</p> <p>第13条 制度に基づく支援員の派遣に要した費用の負担については、支援員(及び補佐のための職員)を派遣した地方公共団体が負担することを原則とし、必要により、支援員を派遣した地方公共団体と被災地方公共団体とが協議して定めるものとする。</p> <p>【参考】支援に要した費用を支援自治体が特別交付金申請し、交付金適用外となる2割分については、支援自治体と被災自治体で相談して対応。</p> </div> <p>構成員が関係する既存の協定については、既存の協定等による支援を優先、との従来の考え方を継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の協定で動かれる(動かれた)場合は、その情報を九州地方環境事務所及び広域連携チームへ共有する、という対応を想定。

		<p>本協議会と、関係者や役割が重複する「九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」について、過去に活用された自治体は、具体的な運用に関する情報をご提供ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ(又は誰が主導で)協定が発動するのか。 ・どの組織や部局間で、どのような調整が行われるのか。 ・廃棄物部局はどういった形で関わるのか。
	<p><u>協議会としての統一様式について</u></p>	<p><u>広域連携チームによる情報収集に際し、協議会としての統一様式を作成することとしてよいか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成する場合は、少なくとも、広域連携チームによる支援を行う際は、統一様式による情報共有を原則とすることを想定。 <p>(各自治体で独自の様式を持つケースもあったため、過去に様式の作成は行ったものの、(案)という位置づけでの使用に留めていた。)</p>